◇左欄は、「南九州市介護予防・生活支援サービスの人員、設備及│◇右欄は、関係する厚生労働省告示等や留意事項を記載していま び運営に関する基準を定める要綱」を記載しています。

そのほか、指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に 関する基準について(平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号)を準用し てださい。

南九州市介護予防・生活支援サービスの人員,設備及び運営に関 する基準を定める要綱

目次

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 基準型訪問介護予防サービス

第1節 基本方針(第4条)

第2節 人員に関する基準(第5条・第6条)

第3節 設備に関する基準(第7条)

第4節 運営に関する基準 (第8条―第40条)

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第 41 条一第 43 条)

第3章 基準型通所介護予防サービス

第1節 基本方針(第44条)

第2節 人員に関する基準(第45条・第46条)

第3節 設備に関する基準(第47条)

第4節 運営に関する基準 (第48条―第57条)

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第 58 条—第 61 条)

第4章 緩和型デイサービス

第1節 基本方針(第62条)

第2節 人員に関する基準(第63条・第64条)

第3節 設備に関する基準 (第65条)

第4節 運営に関する基準 (第66条・第67条)

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第 68 条一第 70 条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この告示は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第 36号。以下「省令」という。) 第140条の63の6の規定に基づき, 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115 条の45第1項第1号に規定する第1号事業(以下「介護予防・ 生活支援サービス」という。) に係る人員, 設備及び運営並び に介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について 定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、そ れぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 基準型訪問介護予防サービス 法第115条の45第1項第1 号イに規定する第1号訪問事業のうち、地域における医療及 び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に 関する法律(平成26年法律第83号)第5条の規定による改正 前の法(以下「平成26年改正前法」という。)第8条の2第 2項に規定する介護予防訪問介護に相当するサービスをい う。
- (2) 基準型通所介護予防サービス 法第115条の45第1項第1 号口に規定する第1号通所事業(以下「第1号通所事業」と いう。)のうち、平成26年改正前法第8条の2第7項に規定 する介護予防通所介護に相当するサービスをいう。

- (3) 緩和型デイサービス 第1号通所事業のうち、省令第140条 の63の6第2号に該当するものとして、緩和した基準により 実施するサービスをいう。
- (4) 指定基準型訪問介護予防サービス事業者,指定基準型通所介護予防サービス事業者又は指定緩和型デイサービス事業者 それぞれ法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。
- (5) 利用料 法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業 支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (6) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該 事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除するこ とにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数 に換算する方法をいう。
- (7) 介護予防支援事業者 法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業(以下「介護予防ケアマネジメント」という。)を行う法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター及び法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。
- 2 前項に掲げるもののほか、この告示において使用する用語は、 法及び省令において使用する用語の例による。

(一般原則)

第3条 指定事業者(法第115条の45の3第1項の指定又は法第115条の45の6第1項の指定の更新を受けた者をいう。以下同じ。)は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

- 2 指定事業者は、介護予防・生活支援サービスを運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の介護予防・生活支援サービスを実施する者(以下「介護予防・生活支援サービス事業者」という。)その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 3 指定事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、 必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を 実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、 法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他 必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければな らない。

第2章 基準型訪問介護予防サービス

第1節 基本方針

第4条 基準型訪問介護予防サービスは、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

【介護保険法第115条の45の3第1項】

市町村は、第一号事業(第一号介護予防支援事業にあっては、居 宅要支援被保険者に係るものに限る。)については、居宅要支援被 保険者等が、当該市町村の長が指定する者(以下「指定事業者」と いう。)の当該指定に係る第一号事業を行う事業所により行われる 当該第一号事業を利用した場合において、当該居宅要支援被保険 者等に対し、当該第一号事業に要した費用について、第一号事業 支給費を支給することにより行うことができる。

【介護保険法第 115 条の 45 の 6 第 1 項】

指定事業者の指定は、厚生労働省令で定める期間ごとにその更 新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 (訪問介護員等の員数)

第5条 指定基準型訪問介護予防サービス事業者が当該事業を行う事業所(以下「指定基準型訪問介護予防サービス事業所」という。)ごとに置くべき訪問介護員等(基準型訪問介護予防サービスの提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。)の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。

◎訪問介護員等には、次のいずれかの資格が必要(※は、現在研修が行われていない)。

- 介護福祉士
- 介護職員実務者研修修了者
- ·介護職員基礎研修課程修了者(※)
- ·訪問介護員養成研修1級課程修了者(※)
- ·訪問介護員養成研修2級課程修了者(※)
- 介護職員初任者研修修了者
- ・看護師, 准看護師

(看護師等の資格を有する者を訪問介護員として雇用する場合については,訪問介護員として雇用されるものであって,保健師助産師看護師法に規定されている診療の補助及び療養上の世話の業務(社会福祉士法及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)の規定に基づく,自らの事業又はその一環として,たんの吸引等(口腔内の喀痰吸引,鼻腔内の喀痰吸引,気管カニューレ内の喀痰吸引,胃ろう又は胃ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養をいう。)の業務を行うための登録を受けている事業所において実施されるたんの吸引等の業務を除く。)を行うものではない。)

【介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者】

※介護保険法施行令(平成10年政令第412号)

第三条 法第八条第二項の政令で定める者は、次の各号に掲げる 研修の課程を修了し、それぞれ当該各号に定める者から当該研 修を修了した旨の証明書の交付を受けた者とする。

- 一 都道府県知事の行う介護員の養成に関する研修 当該都道 府県知事
- 二 都道府県知事が指定する者の行う研修であって厚生労働省 令で定める基準に適合するものとして都道府県知事の指定を 受けたもの 当該介護員養成研修事業者

◎常勤換算方法

当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤 の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は,32時間を 基本とする。)で除することにより,当該事業所の従業者の員数 を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。

この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が訪問介護と訪問看護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業者が訪問介護員等と看護師等を兼務する場合、訪問介護員等の勤務延時間数には、訪問介護員等としての勤務時間だけを算入することとなるものであること。

ただし,訪問介護員,基準型訪問介護予防サービスの訪問介護員としての勤務時間は合算して計算しても差し支えない。

なお,時間外労働(労働基準法における法定労働時間を超える 労働)の時間は含めない。

◎サービス提供責任者の配置

介護報酬の解釈, 2指定基準編(令和3年4月版)P77の別表 1を参照。

2 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は、指定基準型訪問介護予防サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち利用者(当該指定基準型訪問介護予防サービス事業者が指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ)の指定を併せて受け、かつ、基準型訪問介護予防サービスと指定訪問介護(指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における基準型訪問介護予防サービス事業及

び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

- 3 前項の利用者の数は,前3月の平均値とする。ただし,新規 に指定を受ける場合は,推定数による。
- 4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であって、専ら基準型訪問介護予防サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する基準型訪問介護予防サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。)に従事することができる。

- 5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定基準型訪問介護予防サービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定基準型訪問介護予防サービス事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。
- 6 指定基準型訪問介護予防サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、基準型訪問介護予防サービスと指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第6条 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は,指定基準型訪問介護予防サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし,指定基準型訪問介護予防サービス事業所の管理上支障がない場合は,当該基準型訪問介護予防サービス事業所の他の職務に従事し,又は同一敷地内にある他の事業所,施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

- 第7条 指定基準型訪問介護予防サービス事業所には,事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか, 基準型訪問介護予防サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 指定基準型訪問介護予防サービス事業者が指定訪問介護事業

【厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者】

(平成24年3月13日 厚生労働省告示第118号)

指定居宅サービス等の事業の人員,設備及び運営に関する基準 (平成十一年厚生省令第三十七号)第五条第四項及び指定介護予 防サービス等の事業の人員,設備及び運営並びに指定介護予防サ ービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基 準(平成十八年厚生労働省令第三十五号)第五条第四項に規定す る厚生労働大臣が定める者は次に掲げる者とする。

- 一 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号) 第四十条第二項第二号の指定を受けた学校又は養成施設におい て一月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者
- 二 介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成二十四年厚生労働省令第二十五号)による改正前の介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第二十二条の二十三第一項に規定する介護職員基礎研修課程又は一級課程を修了した者
- 三 三年以上介護等の業務に従事した者であって,介護保険法施 行規則第二十二条の二十三第一項に規定する介護職員初任者研 修課程を修了した者

◎サービス提供責任者の配置

介護報酬の解釈, 2指定基準編(令和3年4月版)P77の別表 2を参照。

【指定居宅サービス等基準第7条第1項】

指定訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さ を有する専用の区画を設けるほか、指定訪問介護の提供に必要な 設備及び備品等を備えなければならない。 者の指定を併せて受け、かつ、基準型訪問介護予防サービスと 指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営さ れている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1 項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に 規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第8条 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は,基準型訪問介護予防サービスの提供の開始に際し,あらかじめ,利用申込者又はその家族に対し,第26条に規定する運営規程の概要,訪問介護員等の職務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い,当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は、利用申込者又は その家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書 の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込 者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利 用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電 磁的方法」という。)により提供することができる。この場合 において、当該指定基準型訪問介護予防サービス事業者は、当 該文書を交付したものとみなす。
 - (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 指定基準型訪問介護予防サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 指定基準型訪問介護予防サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定基準型訪問介護予防サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
 - (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる 方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物 をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録 したものを交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定基準型訪問 介護予防サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込 者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接 続した電子情報処理組織をいう。
- 5 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - (1) 第2項各号に規定する方法のうち指定基準型訪問介護予防サービス事業者が使用するもの

- (2) ファイルへの記録の方法
- 6 前項の規定による承諾を得た指定基準型訪問介護予防サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

- 第9条 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は,正当な理由なく基準型訪問介護予防サービスの提供を拒んではならない。 (サービス提供困難時の対応)
- 第10条 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は、当該指定基準型訪問介護予防サービス事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な基準型訪問介護予防サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定基準型訪問介護予防サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

- 第11条 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は,基準型訪問 介護予防サービスの提供を求められた場合は,その者の掲示す る介護保険被保険者証によって,被保険者資格,要支援認定又 は事業対象者の確認(以下「要支援認定等」)の有無及び要支 援認定の有効期間を確かめるものとする。
- 2 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は,前項の介護保険 被保険者証に,法第115条の3第2項の規定により認定審査会意 見が記載されているときは,当該認定審査会意見に配慮して, 基準型訪問介護予防サービスを提供するように努めなければな らない。

(要支援認定等の申請に係る援助)

- 第12条 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は,基準型訪問介護予防サービスの提供の開始に際し,要支援認定等を受けていない利用申込者については,要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し,申請が行われていない場合は,当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 2 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント(これらに相当するサービスを含む)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第13条 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は,基準型訪問介護予防サービスの提供に当たっては,介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。)第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて,利用者の心身の状況,その置かれている環境,他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなけれ

【介護保険法第115条の3第2項】

(指定介護予防サービスの事業の基準)

指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを受けようとする被保険者から掲示された被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該被保険者に当該指定介護予防サービスを提供するように努めなければならない。

【指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第30条第9号】(概要)

担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を召集して行う会議をいう。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有すると

ばならない。

(介護予防支援事業者との連携)

- 第14条 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は,基準型訪問 介護予防サービスを提供するに当たっては,介護予防支援事業 者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との 密接な連携に努めなければならない。
- 2 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は、基準型訪問介護 予防サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に 対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防 支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉 サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

第15条 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は,基準型訪問介護予防サービスの提供の開始に際し,利用申込者が省令第83条の9各号のいずれにも該当しないときは,当該利用申込者又はその家族に対し,介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントの作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により,第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること,介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメントに沿ったサービスの提供)

第16条 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は、介護予防サービス計画(省令第83条の9第1号ハ及び二に規定する計画を含む。以下同じ。)又は介護予防ケアマネジメントが作成されている場合は、当該計画等に沿った基準型訪問介護予防サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第17条 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントの変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第18条 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は,訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ,初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは,これを掲示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

- 第19条 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は,基準型訪問介護予防サービスを提供した際には,当該基準型訪問介護予防サービスの提供日及び内容,当該基準型訪問介護予防サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を,利用者の介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントを記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。
- 2 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は、基準型訪問介護 予防サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの 内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合に は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に 対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

ともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、 やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

【介護保険法施行規則(省令)第83条の9各号のいずれにも該当しないとき】

介護予防サービス費の支給の要件を満たしていないとき。

- 第20条 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は、法定代理受領サービス(法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり当該指定基準型訪問介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該第1号事業支給費に係る基準型訪問介護予防サービスをいう。以下同じ。)に該当する基準型訪問介護予防サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該基準型訪問介護予防サービスに係る第1号事業に要する費用から当該基準型訪問介護予防サービス事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない基準型訪問介護予防サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、基準型訪問介護予防サービスに係る第1号事業支給費との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は,前2項の支払を 受ける額のほか,利用者の選定により通常の事業の実施地域以 外の地域の居宅において基準型訪問介護予防サービスを行う場 合は,それに要した交通費の額の支払を利用者から受けること ができる。
- 4 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第21条 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない基準型訪問介護予防サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した基準型訪問介護予防サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第22条 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は,訪問介護員等に,その同居の家族である利用者に対する基準型訪問介護予防サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

- 第23条 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は,基準型訪問 介護予防サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに 該当する場合は,遅滞なく,意見を付してその旨を市に通知し なければならない。
 - (1) 正当な理由なしに基準型訪問介護予防サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
 - (2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第24条 訪問介護員等は、現に基準型訪問介護予防サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

- 第25条 指定基準型訪問介護予防サービス事業所の管理者は,当 該指定基準型訪問介護予防サービス事業所の従業者及び業務の 管理を一元的に行わなければならない。
- 2 指定基準型訪問介護予防サービス事業所の管理者は、当該指 定基準型訪問介護予防サービス事業所の従業者にこの章の規定 を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

【介護保険法第 115 条の 45 の 3 第 3 項の規定】 代理受領払の規定。

- 3 サービス提供責任者は、次の各号に掲げる業務を行うものと する。
- (1) 基準型訪問介護予防サービスの利用の申込みに係る調整をすること。
- (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- (3) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者との連携に関すること。
- (4) 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 訪問介護員等に対する研修,技術指導等を実施すること。
- (8) その他サービス内容の管理について、必要な業務を実施すること。

(運営規程)

- 第26条 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は,指定基準型 訪問介護予防サービス事業所ごとに,次に掲げる事業の運営に ついての重要事項に関する規程を定めておかなければならな い。
- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種,員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 基準型訪問介護予防サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第27条 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は,基準型訪問介護予防サービスの運営に当たっては,入浴,排せつ,食事等の介護又は調理,洗濯,掃除等の家事(以下この条において「介護等」という。)を常に総合的に提供するものとし,介護等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

- 第28条 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は、利用者に対し適切な基準型訪問介護予防サービスを提供できるよう、指定 基準型訪問介護予防サービス事業所ごとに訪問介護員等の勤務 の体制を定めておかなければならない。
- 2 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は,指定基準型訪問 介護予防サービス事業所ごとに,当該指定基準型訪問介護予防 サービス事業所の訪問介護員等によって基準型訪問介護予防サ ービスを提供しなければならない。
- 3 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は、従業者の資質の 向上のために、毎年具体的な研修計画を作成し、当該研修計画 に基づき全ての従業者に対して研修を実施し、当該研修の結果 を記録するほか、従業者の研修の機会を確保しなければならな い。
- 4 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は、適切な指定基準型訪問介護予防サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第28条の2 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は、感染症 や非常災害の発生時において、利用者に対する指定基準型訪問 介護予防サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常 時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続 計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措 置を講じなければならない。
- 2 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は,訪問介護員等に対し,業務継続計画について周知するとともに,必要な研修及 び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第29条 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は,訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について,必要な管理を行わなければならない。
- 2 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は,指定基準型訪問 介護予防サービス事業所の設備及び備品等について,衛生的な 管理に努めなければならない。
- 3 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は、当該指定基準型 訪問介護予防サービス事業所において感染症が発生し、又はま ん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければなら ない。
 - (1) 当該指定基準型訪問介護予防サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定基準型訪問介護予防サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定基準型訪問介護予防サービス事業所において,訪問介護員等に対し,感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(掲示)

- 第30条 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は,指定基準型訪問介護予防サービス事業所の見やすい場所に,第26条に規定する運営規程の概要,訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
- 2 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は、前項に規定する 事項を記載した書面を当該指定基準型訪問介護予防サービス事 業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧さ せることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。 (秘密保持等)
- 第31条 指定基準型訪問介護予防サービス事業所の従業者は,正 当な理由がなく,その業務上知り得た利用者又はその家族の秘 密を漏らしてはならない。
- 2 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は、当該指定基準型 訪問介護予防サービス事業所の従業者であった者が、正当な理 由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏 らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は、サービス担当者 会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同 意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意 を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第32条 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は,指定基準型 訪問介護予防サービス事業所について広告をする場合において は,その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第33条 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は,介護予防支援事業者又はその従業者に対し,利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として,金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

- 第34条 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は、提供した基準型訪問介護予防サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は、提供した基準型 訪問介護予防サービスに関し、法第23条の規定により市が行う 文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員 からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関し て市が行う調査に協力するとともに、市からの指導又は助言を 受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善 を行わなければならない。

- 4 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は、提供した基準型訪問介護予防サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

- 第35条 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は、その事業の 運営に当たっては、提供した基準型訪問介護予防サービスに関 する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援 助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めな ければならない。
- 2 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は、指定基準型訪問

【介護保険法第23条】

市町村は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該保険給付を受ける者若しくは当該保険給付に係る居宅サービス等(居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。)、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)、施設サービス,介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)若しくは介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)若しくは介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)をいう。以下同じ。)を担当する者若しくは保険給付に係る第四十五条第一項に規定する住宅改修を行う者又はこれらの者であった者(第二十四条の二第一項第一号において「照会等対象者」という。)に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

【介護保険法第176条第1項第3号】

指定居宅サービス,指定地域密着型サービス,指定居宅介護支援,指定施設サービス等,指定介護予防サービス,指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援の質の向上に関する調査並びに指定居宅サービス事業者,指定地域密着型サービス事業者,指定居宅介護支援事業者,介護保険施設,指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者に対する必要な指導及び助言。

介護予防サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定基準型訪問介護予防サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定基準型訪問介護予防サービスの提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第36条 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は,利用者に対する基準型訪問介護予防サービスの提供により事故が発生した場合は,市,当該利用者の家族,当該利用者に係る介護予防支援事業者に連絡を行うとともに,必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は、利用者に対する 基準型訪問介護予防サービスの提供により賠償すべき事故が発 生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (虐待の防止)
- 第36条の2 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 当該指定基準型訪問介護予防サービス事業所における虐待 の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活 用して行うことができるものとする。)を定期的に開催すると ともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図るこ と。
- 二 当該指定基準型訪問介護予防サービス事業所における虐待 の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定基準型訪問介護予防サービス事業所において,訪問 介護員等に対し,虐待の防止のための研修を定期的に実施する こと。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第37条 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は,指定基準型 訪問介護予防サービス事業所ごとに経理を区分するとともに, 基準型訪問介護予防サービスの会計とその他の事業の会計を区 分しなければならない。

(記録の整備)

- 第38条 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は、利用者に対する 基準型訪問介護予防サービスの提供に関する次に掲げる記録を 整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 基準型訪問介護予防サービス計画
 - (2) 第19条第2項に規定する提供したサービスの内容及び記録
 - (3) 第23条に規定する市への通知に係る記録
 - (4) 第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 第36条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(非常災害対策に関する具体的な計画の概要の掲示)

第39条 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は,非常災害対策に関する具体的な計画を作成し,指定基準型訪問介護予防サービス事業所の見やすい場所に,その概要を掲示しなければならない。

(非常災害時の連携協力体制の整備)

第40条 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は、非常災害時

の利用者の安全の確保を図るため、あらかじめ、他の介護予防・ 生活支援サービス事業者間の及び市, その他の地方公共団体, 関係機関,地域住民等との連携協力体制を整備するよう努めな ければならない。

> 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する 基準

(基準型訪問介護予防サービスの基本取扱方針)

- 第41条 基準型訪問介護予防サービスは,利用者の介護予防(法 第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。)に 1,0
- 2 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は、自らその提供す る基準型訪問介護予防サービスの質の評価を行い,常にその改 善を図らなければならない。
- 3 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は,当該指定基準型 訪問介護予防サービス事業者に係る業務の一層の改善を進める ため、定期的に外部の者による評価を受けるよう努めなければ ならない。
- 4 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は,基準型訪問介護 予防サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態 とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援す ることを目的とするものであることを常に意識してサービスの 提供に当たらなければならない。
- 5 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は、利用者がその有 する能力を最大限活用することができるような方法によるサー ビスの提供に努めなければならない。
- 6 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は,基準型訪問介護 予防サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーション を十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的 に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならな

(基準型訪問介護予防サービスの具体的取扱方針)

- 第42条 訪問介護員等の行う基準型訪問介護予防サービスの方針 は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方 針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 基準型訪問介護予防サービスの提供に当たっては、主治の 医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通 じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置か れている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を 行うものとする。
 - (2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活 全般の状況及び希望を踏まえて、基準型訪問介護予防サービ スの目標,当該目標を達成するための具体的なサービスの内 容、サービスの提供を行う期間等を記載した基準型訪問介護 予防サービス計画を作成するものとする。
 - (3) 基準型訪問介護予防サービス計画は、既に介護予防サービ ス計画又は介護予防ケアマネジメントが作成されている場合 は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
 - (4) サービス提供責任者は、基準型訪問介護予防サービス計画 の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族 に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
 - (5) サービス提供責任者は、基準型訪問介護予防サービス計画 を作成した際には、当該基準型訪問介護予防サービス計画を 利用者に交付しなければならない。
 - (6) 基準型訪問介護予防サービスの提供に当たっては、基準型

【介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防】

身体上又は精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の 資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならな 日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時 介護を要し,又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は 悪化の防止をいう。

訪問介護予防サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

- (7) 基準型訪問介護予防サービスの提供に当たっては、懇切丁 寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービ スの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うも のとする。
- (8) 基準型訪問介護予防サービスの提供に当たっては,介護技術の進歩に対応し,適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) サービス提供責任者は、基準型訪問介護予防サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該基準型訪問介護予防サービス計画に係る利用者の状況、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該基準型訪問介護予防サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該基準型訪問介護予防サービス計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。
- (10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該 記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画又は 介護予防ケアマネジメントを作成した指定介護予防支援事業 者に報告しなければならない。
- (11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて基準型訪問介護予防サービス計画の変更を行うものとする。
- (12) 第1号から第10号までの規定は,前号に規定する基準型訪問介護予防サービス計画の変更について準用する。

(基準型訪問介護予防サービスの提供に当たっての留意点)

- 第43条 基準型訪問介護予防サービスの提供に当たっては,介護 予防の効果を最大限高める観点から,次に掲げる事項に留意し ながら行わなければならない。
 - (1) 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメント(指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメントをいう。)において把握された課題、基準型訪問介護予防サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

◎指定介護予防支援事業者への報告について

利用者の状態やサービス利用回数等報告は、文書にて、指定介護予防支援事業者の担当ケアマネジャーに行うこと。

【指定介護予防支援等基準第30条第7号】

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防 支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成18年3月14日号外厚生労働省令第37号)

担当職員は、前号に規定する解釈すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

※前号

担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握しなければならない。

- イ 運動及び移動
- ロ 家庭生活を含む日常生活
- ハ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション
- 二 健康管理

(2) 指定基準型訪問介護予防サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が可能な限り自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第3章 基準型通所介護予防サービス

第1節 基本方針

第44条 基準型通所介護予防サービスは、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

- 第45条 指定基準型通所介護予防サービス事業者が当該事業を行 う事業所(以下「指定基準型通所介護予防サービス事業所」と いう。)ごとに置くべき従業者(以下この章において「従業者」 という。)の員数は、次のとおりとする。
 - (1) 生活相談員 基準型通所介護予防サービスの提供日ごとに、基準型通所介護予防サービスを提供している時間帯に生活相談員(専ら当該基準型通所介護予防サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該基準型通所介護予防サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

◎生活相談員

生活相談員は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)第5条第2項に定める生活相談員に準ずるものである。

【特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 46 号) 第 5 条第 2 項】

生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

【社会福祉法第19条第1項各号】

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学,旧 大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学,旧高等学 校令(大正七年勅令第三百八十九号)に基づく高等学校又は旧専 門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校にお いて,厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて 卒業した者
- 二 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
- 三 社会福祉士
- 四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した 者
- 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者 として厚生労働省令で定めるもの

「同等以上の能力を有すると認められる者」とは、社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者等であって、その者の実績等から一般的に、生活相談員にあっては、入所者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者をいう。

- (2) 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 基準型通所介護予防サービスの単位ごとに, 専ら当該基準型通所介護予防サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 基準型通所介護予防サービスの単位ごとに、当

該基準型通所介護予防サービスを提供している時間帯に介護 職員(専ら当該基準型通所介護予防サービスの提供に当たる 者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該基準型通 所介護予防サービスを提供している時間数 (次項において 「提 供単位時間数」という。)で除して得た数が,利用者(当該 指定基準型通所介護予防サービス事業者が指定通所介護事業 者(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通 所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、か つ、基準型通所介護予防サービスの事業と指定通所介護(指 定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をい う。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に 運営されている場合にあっては,当該事業所における基準型 通所介護予防サービス又は指定通所介護の利用者。以下この 節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあって は1以上,利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を 超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保 されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 当該指定基準型通所介護予防サービス事業所の利用定員(当該指定基準型通所介護予防サービス事業所において同時に基準型通所介護予防サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準型通所介護予防サービスの単位ごとに、当該基準型通所介護予防サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該基準型通所介護予防サービスの提供に当たるものに限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定基準型通所介護予防サービス事業者は、基準型通所介護 予防サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員(第2項 の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。 次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該基準型 通所介護予防サービスに従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず,介護職員は,利用者の処遇に支障がない場合は,他の基準型通所介護予防サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の基準型通所介護予防サービスの単位は、基準型通所 介護予防サービスであってその提供が同時に1又は複数の利用 者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定基準型通所介護予防サービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項第1号の生活相談員又は同項第3号の介護職員のうち 1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定基準型通所介護予防サービス事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、基準型通所介護予防サービスの事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93

◎機能訓練指導員

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。

◎当該指定基準型通所介護予防サービス事業所の利用定員 同一の部屋で一体的に行う通所介護及び介護予防通所介護の利 用定員を含む。緩和型デイサービスの利用定員は含めない。

【指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項までに規定す

条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たす る人員に関する基準】 ことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみ 指定通所介護事業所における人員に関する基準 なすことができる。

(管理者)

第46条 指定基準型通所介護予防サービス事業者は、指定基準型 通所介護予防サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常 勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定基準型通所 介護予防サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定 基準型通所介護予防サービス事業所の他の職務に従事し、又は 同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することが できる。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

- 第47条 指定基準型通所介護予防サービス事業所には、食堂、機 能訓練室, 静養室, 相談室及び事務室を有するほか, 消火設備 その他の非常災害に際して必要な設備並びに基準型通所介護予 防サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなけ ればならない。
- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 食堂及び機能訓練室
 - ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するも のとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員 を乗じて得た面積以上とすること。
 - イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は食事の提供の際 にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓 練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場 合にあっては、同一の場所とすることができる。
- (2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしな いよう配慮されていること。
- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該基準型通所介護予防サービ スの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用 者に対する基準型通所介護予防サービスの提供に支障がない場 合は,この限りでない。
- 4 前項ただし書きの場合(指定基準型通所介護予防サービスが 第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に基準型通所介護 予防サービス以外のサービスを提供する場合に限る。)には, 当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届 け出るものとする。
- 5 指定基準型通所介護予防サービス事業者が指定通所介護事業 者の指定を併せて受け、かつ、基準型通所介護予防サービスの 事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に 運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95 条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たす ことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たし ているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料の受領)

第48条 指定基準型通所介護予防サービス事業者は,法定代理受 領サービス (法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業 支給費が利用者に代わり当該指定基準型通所介護予防サービス 事業者に支払われる場合の当該第1号事業支給費に係る基準型 通所介護予防サービスをいう。以下同じ。) に該当する基準型 通所介護予防サービスを提供した際には、その利用者から利用 料の一部として、当該基準型通所介護予防サービスに係る第1 号事業に要する費用から当該基準型通所介護予防サービス事業 者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払

【指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項までに規定す る設備に関する基準】

指定通所介護事業所の設備に関する基準

を受けるものとする。

- 2 指定基準型通所介護予防サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない基準型通所介護予防サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、基準型通所介護予防サービスに係る第1号事業に要する費用との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定基準型通所介護予防サービス事業者は、前2項の支払を 受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受け ることができる。
 - (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - (2) 食事の提供に要する費用
 - (3) おむつ代
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、基準型通所介護予防サービス の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても 通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担 させることが適当と認められる費用
- 4 前項第2号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並 びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成17年厚生労 働省告示第419号)に定めるところによるものとする。 食事の提供に
- 5 指定基準型通所介護予防サービス事業者は,第3項の費用の 額に係るサービスの提供に当たっては,あらかじめ,利用者又 はその家族に対し,当該サービスの内容及び費用について説明 を行い,利用者の同意を得なければならない。

(管理者の責務)

- 第49条 指定基準型通所介護予防サービス事業所の管理者は,指定基準型通所介護予防サービス事業所の従業者の管理及び基準型通所介護予防サービスの利用の申込みに係る調整,業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。
- 2 指定基準型通所介護予防サービス事業所の管理者は、当該基準型通所介護予防サービス事業所の従業者にこの節及び次節の 規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

- 第50条 指定基準型通所介護予防サービス事業者は,指定基準型 通所介護予防サービス事業所ごとに,次に掲げる事業の運営に ついての重要事項に関する規程を定めておかなければならな い。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種,員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 基準型通所介護予防サービスの利用定員
 - (5) 基準型通所介護予防サービスの内容及び利用料その他の費用の額
 - (6) 通常の事業の実施地域
 - (7) サービス利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (11) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第51条 指定基準型通所介護予防サービス事業者は、利用者に対し適切な基準型通所介護予防サービスを提供できるよう、指定 基準型通所介護予防サービス事業所ごとに従業者の勤務の体制 を定めておかなければならない。
- 2 指定基準型通所介護予防サービス事業者は,指定基準型通所 介護予防サービス事業所ごとに,当該基準型通所介護予防サー

【居住,滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する 指針】(抜粋)

食事の提供に係る利用料は、食材料費及び調理に係る費用に相 当する額を基本とすること。 ビス事業所の従業者によって基準型通所介護予防サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 3 指定基準型通所介護予防サービス事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定基準型通所介護予防サービス事業者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定基準型通所介護予防サービス事業者は、適切な指定基準型通所介護予防サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(定員の遵守)

第52条 指定基準型通所介護予防サービス事業者は、利用定員を超えて基準型通所介護予防サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

- 第53条 指定基準型通所介護予防サービス事業者は,非常災害に 関する具体的計画を立て,非常災害時の関係機関への通報及び 連携体制を整備し,それらを定期的に従業者に周知するととも に,定期的に避難,救出その他必要な訓練を行わなければなら ない。
- 2 指定基準型通所介護予防サービス事業者は、前項に規定する 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に 努めなければならない。

(衛生管理等)

- 第54条 指定基準型通所介護予防サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定基準型通所介護予防サービス事業者は、当該基準型通所 介護予防サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延 しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 当該指定基準型通所介護予防サービス事業所における感染 症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を おおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果につい て、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定基準型通所介護予防サービス事業所における感染 症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定基準型通所介護予防サービス事業所において,従業者に対し,感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(地域との連携等)

- 第54条の2 指定基準型通所介護予防サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。
- 2 指定基準型通所介護予防サービス事業者は、その事業の運営 に当たっては、提供した指定基準型通所介護予防サービスに関 する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談 及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力する

よう努めなければならない。

3 指定基準型通所介護予防サービス事業者は、指定基準型通所 介護予防サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住す る利用者に対して指定基準型通所介護予防サービスを提供する 場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定 基準型通所介護予防サービスの提供を行うよう努めなければな らない。

(事故発生時の対応)

- 第55条 指定基準型通所介護予防サービス事業者は、利用者に対する基準型通所介護予防サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定基準型通所介護予防サービス事業者は,前項の事故の状 況及び事故に際して採った処置について記録しなければならな い。
- 3 指定基準型通所介護予防サービス事業者は、利用者に対する 基準型通所介護予防サービスの提供により賠償すべき事故が発 生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定基準型通所介護予防サービス事業者は、第47条第4項の 基準型通所介護予防サービス以外のサービスの提供により事故 が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措 置を講じなければならない。

(記録の整備)

- 第56条 指定基準型通所介護予防サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定基準型通所介護予防サービス事業者は、利用者に対する 基準型通所介護予防サービスの提供に関する次の各号に掲げる 記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならな い。
 - (1) 基準型通所介護予防サービス計画
 - (2) 次条において準用する第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 次条において準用する第23条に規定する市への通知に係る 記録
 - (4) 次条において準用する第34条第2項に規定する苦情の内容 等の記録
 - (5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った 処置についての記録

(準用)

第57条 第8条から第17条まで、第19条、第21条、第23条、第24条、第28条の2、第30条から第32条まで、第33条、第34条、第36条の2、第37条、第39条及び第40条の規定は、基準型通所介護予防サービスについて準用する。この場合において、これらの規定中「指定基準型訪問介護予防サービス事業者」とあるのは「指定基準型通所介護予防サービス事業者」と、「基準型訪問介護予防サービス」とあるのは「基準型通所介護予防サービス」とあるのは「従業者」と、「指定基準型訪問介護予防サービス事業所」とあるのは、「指定基準型 通所介護予防サービス事業所」とあるのは、「指定基準型 通所介護予防サービス事業所」と、第30条中「第26条」とあるのは「第50条」と読み替えるものとする。

【準用する規定】

- 第8条 内容及び手続の説明及び同意
- 第9条 提供拒否の禁止
- 第10条 サービス提供困難時の対応
- 第11条 受給資格等の確認
- 第12条 要支援認定等の申請に係る援助
- 第13条 心身の状況等の把握
- 第 14 条 介護予防支援事業者との連携
- 第15条 第1号事業支給費の支給を受けるための援助
- 第16条 介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメントに 沿ったサービスの提供
- 第17条 介護予防サービス計画等の変更の援助
- 第19条 サービスの提供の記録
- 第21条 保険給付の請求のための証明書の交付
- 第23条 利用者に関する市への通知
- 第24条 緊急時等の対応
- 第28条の2 業務継続計画の策定等
- 第 30 条 掲示

第31条 秘密保持等

第 32 条 広告

第33条 介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止

第34条 苦情処理

第36条の2 虐待の防止

第37条 会計の区分

第39条 非常災害対策に関する具体的な計画の概要の掲示

第40条 非常災害時の連携協力体制の整備

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する 基準

(基準型通所介護予防サービスの基本取扱方針)

- 第58条 基準型通所介護予防サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。
- 2 指定基準型通所介護予防サービス事業者は、自らその提供する基準型通所介護予防サービスの質の評価を行うとともに、主 治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図 らなければならない。
- 3 指定基準型通所介護予防サービス事業者は、当該指定基準型通所介護予防サービス事業者に係る業務の一層の改善を進めるため、定期的に外部の者による評価を受けるよう努めなければならない。
- 4 指定基準型通所介護予防サービス事業者は、基準型通所介護 予防サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向 上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着 目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善 等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立 した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とす るものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなけ ればならない。
- 5 指定基準型通所介護予防サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 6 指定基準型通所介護予防サービス事業者は、基準型通所介護 予防サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーション を十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的 に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(基準型通所介護予防サービスの具体的取扱方針)

- 第59条 基準型通所介護予防サービスの方針は,第44条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき,次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 基準型通所介護予防サービスの提供に当たっては、主治の 医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通 じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置か れている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を 行うものとする。
 - (2) 指定基準型通所介護予防サービス事業所の管理者は,前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて,基準型通所介護予防サービスの目標,当該目標を達成するための具体的なサービスの内容,サービスの提供を行う期間等を記載した基準型通所介護予防サービス計画を作成するものとする。
 - (3) 基準型通所介護予防サービス計画は、既に介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントが作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
 - (4) 指定基準型通所介護予防サービス事業所の管理者は、基準型通所介護予防サービス計画の作成に当たっては、その内容

について利用者又はその家族に対して説明し,利用者の同意 を得なければならない。

- (5) 指定基準型通所介護予防サービス事業所の管理者は、基準型通所介護予防サービス計画を作成した際には、当該基準型通所介護予防サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 基準型通所介護予防サービスの提供に当たっては、基準型 通所介護予防サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営 むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 基準型通所介護予防サービスの提供に当たっては, 懇切丁寧 に行うことを旨とし, 利用者又はその家族に対し, サービスの 提供方法等について, 理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 基準型通所介護予防サービスの提供に当たっては,介護技術の進歩に対応し,適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) 指定基準型通所介護予防サービス事業所の管理者は、基準型通所介護予防サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該基準型通所介護予防サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントを作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該基準型通所介護予防サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該基準型通所介護予防サービス計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。
- (10) 指定基準型通所介護予防サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントを作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- (11) 指定基準型通所介護予防サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて基準型通所介護予防サービス計画の変更を行うものとする。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する基準型通 所介護予防サービス計画の変更について準用する。

(基準型通所介護予防サービスの提供に当たっての留意点)

- 第60条 基準型通所介護予防サービスの提供に当たっては、介護 予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意し ながら行わなければならない。
 - (1) 指定基準型通所介護予防サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメントにおいて把握された課題、基準型通所介護予防サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
 - (2) 指定基準型通所介護予防サービス事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとすること。
 - (3) 指定基準型通所介護予防サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第61条 指定基準型通所介護予防サービス事業者は、サービスの

◎指定介護予防支援事業者への報告について

利用者の状態やサービスの利用回数等の報告は、文書にて、指定介護予防支援事業者の担当ケアマネジャーに行うこと。

提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

- 2 指定基準型通所介護予防サービス事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- 3 指定基準型通所介護予防サービス事業者は、サービスの提供 に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体 調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とす るよう努めなければならない。
- 4 指定基準型通所介護予防サービス事業者は、サービスの提供 を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を 配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速や かに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければ ならない。

第4章 緩和型デイサービス

第1節 基本方針

第62条 緩和型デイサービスは、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことかできるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従事者の員数)

- 第63条 指定緩和型デイサービス事業者が当該事業を行う事業所 (以下「指定緩和型デイサービス事業所」という。) ごとに置 くべき従事者の員数は、緩和型デイサービスの単位ごとに、当 該緩和型デイサービスを提供している時間帯に従事者(専ら当 該緩和型デイサービスの提供に当たる者に限る。) が勤務して いる時間数の合計数を当該緩和型デイサービスを提供している 時間数で除して得た数が、利用者の数が15人までの場合にあっ ては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を 超える部分の数を10で除して得た数に1を加えた数以上確保さ れるために必要と認められる数とする。
- 2 指定緩和型デイサービス事業者は、緩和型デイサービスの単位ごとに、前項の従事者を、常時1以上当該緩和型デイサービスに従事させなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、従事者は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の緩和型デイサービスの単位の従事者として 従事することができるものとする。
- 4 前3項の緩和型デイサービスの単位は、緩和型デイサービス であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的 に行われるものをいう。

(管理者)

第64条 指定緩和型デイサービス事業者は,指定緩和型デイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし,指定緩和型デイサービス事業所の管理上支障がない場合は,当該緩和型デイサービス事業所の他の職務に従事し,又は同一敷地内にある他の事業所,施設等の職務に従事することかできるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第65条 指定緩和型デイサービス事業所には、機能訓練室を有す

るほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに 緩和型デイサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を 備えなければならない。

- 2 前項の機能訓練室は、3平方メートルに利用定員を乗じて得 た面積以上としなければならない。
- 3 第1項に掲げる設備は、専ら緩和型デイサービスの事業の用 に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する緩 和型デイサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書きの場合(指定緩和型デイサービス事業者が第 1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に緩和型デイサービ ス以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービ スの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るもの とする。

第4節 運営に関する基準

(記録の整備)

- 第66条 指定緩和型デイサービス事業者は、従業者、設備、備品 及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定緩和型デイサービス事業者は、利用者に対する緩和型デ イサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、そ の完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 緩和型デイサービス計画
 - (2) 次条において準用する第19条第2項に規定する提供した具 体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 次条において準用する第23条に規定する市への通知に係る 記録
 - (4) 次条において準用する第34条第2項に規定する苦情の内容 等の記録
 - (5) 次条において準用する第55条第2項に規定する事故の状況 及び事故に際して採った処置についての記録 (準用)

第67条 第8条から第17条まで,第19条,第21条,第23条,第24| 条, 第28条の2, 第30条から第32条まで, 第33条, 第34条, 第 | 36条の2, 第37条, 第39条, 第40条及び第48条から第55条まで | 第10条 サービス提供困難時の対応 の規定は、緩和型デイサービスの事業について準用する。この 第11条 受給資格等の確認 場合において,これらの規定中「指定基準型訪問介護予防サー | 第 12 条 要支援認定等の申請に係る援助 ビス事業者」とあるのは「指定緩和型デイサービス事業者」と, | 「基準型訪問介護予防サービス」とあるのは「緩和型デイサー ビス」と,「訪問介護員等」とあるのは「従事者」と,「指定 | 第 15 条 第 1 号事業支給費の支給を受けるための援助 型デイサービス事業所」と、第30条中「第26条」とあるのは「第 50条」と,「指定基準型通所介護予防サービス事業者」とある | 第 17 条 介護予防サービス計画等の変更の援助 のは「指定緩和型デイサービス事業者」と、「基準型通所介護 | 第19条 サービスの提供の記録 予防サービス」とあるのは「緩和型デイサービス」と,「従業 | 第 21 条 保険給付の請求のための証明書の交付 者」とあるのは「従事者」と、「指定基準型通所介護予防サー | 第23条 利用者に関する市への通知 ビス事業所」とあるのは「指定緩和型デイサービス事業所」と, | 第 24 条 緊急時等の対応 第 5 5 条 第 4 項 中 「 第 4 7 条 第 4 項 」 と あ る の は 「 第 | 第 28 条の 2 業務継続計画の策定等 65条第4項」と読み替えるものとする。

【準用する規定】

- 第8条 内容及び手続の説明及び同意
- 第9条 提供拒否の禁止

- 第 13 条 心身の状況等の把握
- 第 14 条 介護予防支援事業者との連携
- |基準型訪問介護予防サービス事業所」とあるのは,「指定緩和 | 第 16 条 介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメントに 沿ったサービスの提供

 - 第 30 条 掲示
 - 第 31 条 秘密保持等
 - 第 32 条 広告
 - 第33条 介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止
 - 第34条 苦情処理
 - 第36条の2 虐待の防止
 - 第37条 会計の区分
 - 第39条 非常災害対策に関する具体的な計画の概要の掲示
 - 第40条 非常災害時の連携協力体制の整備
 - 第48条 利用料の受領
 - 第49条 管理者の責務

第50条 運営規程

第51条 勤務体制の確保等

第52条 定員の遵守

第53条 非常災害対策

第54条 衛生管理等

第54条の2 地域との連携等

第55条 事故発生時の対応

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する 基準

(緩和型デイサービスの基本取扱方針)

- 第68条 緩和型デイサービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。
- 2 指定緩和型デイサービス事業者は、自らその提供する緩和型 デイサービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科 医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならな い。
- 3 指定緩和型デイサービス事業者は、当該指定緩和型デイサービス事業者に係る業務の一層の改善を進めるため、定期的に外部の者による評価を受けるよう努めなければならない。
- 4 指定緩和型デイサービス事業者は、緩和型デイサービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 5 指定緩和型デイサービス事業者は、利用者がその有する能力 を最大限活用することができるような方法によるサービスの提 供に努めなければならない。
- 6 指定緩和型デイサービス事業者は、緩和型デイサービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ること その他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(緩和型デイサービスの具体的取扱方針)

- 第69条 緩和型デイサービスの方針は,第62条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき,次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 緩和型デイサービスの提供に当たっては、主治の医師又は 歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の 適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている 環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うもの とする。
 - (2) 指定緩和型デイサービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、緩和型デイサービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した緩和型デイサービス計画を作成するものとする。
 - (3) 緩和型デイサービス計画は、既に介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントが作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
 - (4) 指定緩和型デイサービス事業所の管理者は、緩和型デイサービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
 - (5) 指定緩和型デイサービス事業所の管理者は、緩和型デイサービス計画を作成した際には、当該緩和型デイサービス計画を利用者に交付しなければならない。

南九州市介護予防・生活支援サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(平成29年南九州市告示第16号)

- (6) 緩和型デイサービスの提供に当たっては、緩和型デイサービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 緩和型デイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 緩和型デイサービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) 指定緩和型デイサービス事業所の管理者は、緩和型デイサービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該緩和型デイサービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントを作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該緩和型デイサービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該緩和型デイサービス計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。
- (10) 指定緩和型デイサービス事業所の管理者は、モニタリング の結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護 予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントを作成した 指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- (11) 指定緩和型デイサービス事業所の管理者は、モニタリング の結果を踏まえ、必要に応じて緩和型デイサービス計画の変 更を行うものとする。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する緩和型ディサービス計画の変更について準用する。

(準用)

第70条 第60条及び第61条の規定は、緩和型デイサービスの事業 について準用する。この場合において、これらの規定中「基準 型通所介護予防サービス」とあるのは「緩和型デイサービス」 と、「指定基準型通所介護予防サービス事業者」とあるのは「指 定緩和型デイサービス事業者」と読み替えるものとする。

附則

この告示は、平成29年2月1日から施行する。

◎指定介護予防支援事業者への報告について

利用者の状態やサービスの利用回数等の報告は、文書にて、指定介護予防支援事業者の担当ケアマネジャーに行うこと。

【準用する規定】

第60条 基準型通所介護予防サービスの提供に当たっての留意点 第61条 安全管理体制等の確保